

東京都ダンススポーツ連盟 個人情報保護に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)に基づき、東京都ダンススポーツ連盟(以下「当連盟」といいます。)が保有する個人情報の適切な取扱いを確保することを目的とします。

(定義)

第2条 この規則において、以下の用語はそれぞれ次の意味を有します。

1. 個人情報:生存する個人に関する情報であり、氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。
2. 保有個人データ:特定の個人情報を検索することができるよう体系的に構成された、個人情報を含む情報の集合物をいいます。

(基本方針)

第3条 当連盟は、個人情報保護の重要性を認識し、法令を遵守し、以下の基本方針に基づいて個人情報を適正に取り扱います。

1. 利用目的の明確化
2. 適正な取得
3. 利用目的による制限
4. 正確性の確保
5. 安全管理措置の実施
6. 苦情及び相談への対応
7. 繙続的な改善

第2章 個人情報の取扱い

(利用目的)

第4条 当連盟は、個人情報を取り扱うに当たっては、どのような目的で個人情報を利用するのか具体的に特定し、その範囲内でのみ利用します。個人情報の利用目的は、あらかじめホームページ等により公表するか、本人に通知します。特定した利用目的の範囲外のことに利用する場合は、あらかじめ本人の同意を得ます。

(取得方法)

第5条 当連盟は、適正かつ公正な手段により個人情報を取得します。

(第三者提供の制限)

第6条 当連盟は、法令に基づく場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに、取得した個人情報を第三者に提供しません。

第3章 個人情報の安全管理措置

(技術的対策)

第7条 当連盟は、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止するため、必要かつ適切な技術的対策を講じます。

(組織的対策)

第8条 当連盟は、個人情報の取扱いに関する責任者を設置し、個人情報の保護体制を整備します。

(人的対策)

第9条 当連盟は、個人情報を取り扱う従業員に対し、個人情報保護の重要性を周知徹底させ、適切な教育・訓練を行います。

第4章 権利の行使

(開示請求等)

第10条 当連盟は、法に基づき、個人情報の開示、訂正、利用停止、削除等の請求に応じます。

(苦情及び相談)

第11条 当連盟は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談に対し、適切かつ迅速に対応します。

第5章 雜則

(規則の改定)

第12条 この規則は、理事会において、法令の改正等必要に応じて適宜見直し、改定します。

附則

1. 本規則は、2025年9月6日制定する。